

Weekly Accounting Review

2009年12月9日 (No.035)

株式会社 ES リサーチ

会計・監査・税務に関する最新情報をお送りします。

【今週号のトピック】

- (特集) 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」の公表について

【先週の特別損益等 I R】

- フジ日本精糖株式会社：投資事業有限責任組合の評価減の計上
- 片倉工業株式会社：訴訟の和解に伴う損失の計上
- 株式会社学研ホールディングス：事業整理損失の計上

【先週の会計監査人交代等 I R】

- 株式会社アドバンスクリエイト
- 株式会社ネクシィーズ
- 株式会社まんだらけ

1. 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準に関する適用指針」の公表について (12月4日)

企業会計基準委員会は「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準に関する適用指針」を公表しました。

https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/kakosyusei/?jsessionid=5EA01CC07646DBA825834A171A1CDD82

今までは会計方針の変更が生じた場合には、会計方針の変更が生じた期から変更された会計方針を元に資産・負債及び損益の計算がなされておりました。また、訂正報告書の提出を要しない誤謬が発見された場合も、誤謬が発見された期に当該誤謬による影響が前期損益修正損益として表示されておりました。すなわち、会計方針の変更や誤謬の発見に伴う財務諸表の遡及修正は求められておりませんでした。しかしながら、国際会計基準においては、財務諸表の期間比較可能性及び企業間の比較可能性が向上し、財務諸表の意思決定有用性を高めることができることからこのような遡及修正を求めています。当該基準及び適用指針は国際会計基準との整合性の観点から遡及修正を求めるものであります。

上記基準及び適用指針の主なポイントとしては、

- ・ **会計方針の変更** (会計基準の改正及びその他正当な理由に伴い会計方針の変更含む) ・ **表示方法の変更** ・ **過去の誤謬はすべて遡及修正される。**
- ・ **会計上の見積りの変更は遡及修正の対象ではない (但し、過去の会計上の見積りが誤っていた場合に**

は、過去の誤謬として取り扱われる)

- ・ 減価償却方法の変更は会計処理の変更であるが、国際会計基準との整合性の観点から会計上の見積りの変更と同様に取扱う (= 遡及修正は行わない)
- ・ 未適用の会計基準等に関する注記が必要
- ・ 重要性の観点が設けられている

という点が挙げられます。

なお、当該基準及び適用指針の主な内容は以下の通りとなっております。

■ 会計方針の変更 (会計基準の改正に伴う会計方針の変更、それ以外の正当な理由による会計方針の変更両方を含む)

(1) 遡及適用

過去の期間全てに遡及適用される (会計基準等に特定の経過的な取扱いがない場合)。

(2) 遡及適用が実務上不可能な場合の取扱い

遡及適用が実務上不可能な場合として以下が挙げられている。

- ① 過去の情報が収集・保存されておらず、合理的な努力を行っても遡及適用による影響額が算定できない場合
- ② 遡及適用にあたり、過去における経営者の意図について仮定することが必要な場合 (過去の経営者の意図を客観的に判断することは困難であるため)
- ③ 遡及適用にあたり、会計上の見積りを必要とするときに、会計事象や取引が発生した時点の状況に関する情報について、対象となる過去の財務諸表が作成された時点で入手可能であったものとその後判明したものとを客観的に区分することが時の経過により不可能な場合

上記遡及適用が実務上不可能な場合の取扱いは以下の通りである。

A : 当期の期首時点において過去の期間の全てに新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を算定できるものの、過去の期間それぞれに与える影響額を算定することが実務上不可能な場合

⇒期首時点で累積的影響額を算定し、当該期首残高から新たな会計方針を適用する

B : 当期の期首時点において過去の期間の全てに新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を算定できない場合

⇒期首以前の実行可能な最も古い日から将来に渡り新たな会計方針を適用する

(3) 注記

【会計基準等の改正に伴う会計方針の変更の場合の注記】

- ・ 会計基準等の名称
- ・ 会計方針等の変更の内容
- ・ 経過的な取扱いに従って会計処理を行った場合、その旨及び当該経過的な取扱いの概要
- ・ 経過的な取扱いが将来に影響を及ぼす可能性がある場合には、その旨及び将来への影響。但し、当該

影響が不明または合理的に見積もれない場合には、その旨

- ・ 表示期間のうち、過去の期間について影響を受ける財務諸表の主な表示科目に対する影響額及び1株当たり情報に対する影響額。但し、経過的な取扱いに従って処理した場合及び（2）A又はBに該当する場合で、表示する過去の財務諸表について遡及修正を行っていないときには、表示期間の各該当期間期間において、実務上算定可能な、影響を受ける財務諸表の主な表示科目に対する影響額及び1株当たり情報に対する影響額
- ・ 表示されている財務諸表のうち、最も古い期間の期首の純資産の額に反映された、表示期間より前の期間に関する会計方針の変更による遡及適用の累積的影響額。但し、（2）Aに該当する場合は、累積的影響額を反映された期におけるその金額、（2）Bに該当する場合は、その旨
- ・ 原則的な取扱いが実務上不可能な場合には、その理由、会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

【その他正当な理由による会計方針の変更の場合の注記】

- ・ 会計方針の変更の内容
- ・ 会計方針の変更を行った正当な理由
- ・ 表示期間のうち、過去の期間について影響を受ける財務諸表の主な表示科目に対する影響額及び1株当たり情報に対する影響額。但し、（2）A又はBに該当する場合で、表示する過去の財務諸表について遡及修正を行っていないときには、表示期間の各該当期間期間において、実務上算定可能な、影響を受ける財務諸表の主な表示科目に対する影響額及び1株当たり情報に対する影響額
- ・ 表示されている財務諸表のうち、最も古い期間の期首の純資産の額に反映された、表示期間より前の期間に関する会計方針の変更による遡及適用の累積的影響額。但し、（2）Aに該当する場合は、累積的影響額を反映された期におけるその金額、（2）Bに該当する場合は、その旨
- ・ 原則的な取扱いが実務上不可能な場合にはその理由、会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

【未適用の会計基準等に関する注記】

既に公表されているものの、未だ適用されていない会計基準がある場合には、以下の事項を注記する。

- ・ **新しい会計基準等の名称及び概要**
- ・ **適用予定日に関する記述**
※財務諸表作成の時点において未だ経営上の判断を行っていない場合には、その旨を注記
- ・ **新しい会計基準の適用による影響に関する記述**
※適用の影響について、定量的に把握していない場合には、定性的な情報を注記
※財務諸表作成の時点において未だその影響について評価中であるときは、その事実を記述する

■ 表示方法の変更

（1） 遡及適用

表示する過去の期間全てに遡及適用される

（2） 遡及適用が実務上不可能な場合の取扱い

財務諸表の組替が実行可能な最も古い期間から新たな表示方法を適用する

（3） 注記

- ・ 財務諸表の組替の内容
- ・ 財務諸表の組替を行った理由
- ・ 組替えられた過去の財務諸表の主な項目の金額
- ・ 原則的な取扱いが実務上不可能な場合にはその理由

■ 過去の誤謬

(1) 遡及適用

表示する過去の期間全てに遡及適用される

(2) 注記

- ・ 過去の誤謬の内容
- ・ 表示期間のうち過去の期間について、影響を受ける財務諸表の主な表示科目に対する影響額及び1株あたり情報に対する影響額
- ・ 表示されている財務諸表のうち、最も古い期間の期首の純資産の額に反映された、表示期間より前の期間より前の期間に関する修正再表示の累積的影響額

■ 会計上の見積りの変更

(1) 遡及適用

遡及適用は行われない（但し、過去の見積りが誤りの場合には「過去の誤謬」の基準が適用される）

(2) 注記

- ・ 会計上の見積りの変更の内容
- ・ 会計上の見積りの変更が、当期に影響を及ぼす場合は当期への影響額。当期への影響額がない場合でも将来の期間に影響を及ぼす可能性があり、かつその影響額を合理的に見積もることができる場合には、当該影響額。但し、将来の影響額を合理的に見積もることが困難な場合には、その旨

(3) 会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合の取扱い

遡及適用は行われない。なお、減価償却方法の変更は、会計方針の変更に該当するが、国際会計基準との整合性の観点から遡及適用はなされない

● 重要性の観点

上記基準の全ての項目について、重要性が考慮される。重要性の判断は、金額的な面と質的な面の両方が考慮する必要がある。金額的重要性の具体的判断基準については、企業の個々の状況によって異なると考えられる。質的重要性については、企業の経営環境、財務諸表項目の性質、誤謬の生じた原因などにより判断することが考えられる。

ショート・コメント

上記基準及び適用指針は 2011 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から適用されます。また、未適用の会計基準等に関する注記については 2011 年 4 月

1 日以後開始する事業年度から適用されます。

なお、上記基準及び適用指針は年度の財務諸表における会計上の変更及び誤謬に関する取扱いを定めるものであり、四半期財務諸表における会計上の変更及び誤謬に関する取扱いについては、企業会計基準委員会では引き続き検討を行う予定となっております。

2. 先週の特別損益等 I R (11 月 30 日～12 月 4 日)

(1) フジ日本精糖株式会社 (証券コード 2 1 1 4、東証第二部) : 投資事業有限責任組合の評価減の計上【11 月 30 日】

フジ日本精糖株式会社は、有限責任組合員として出資している投資事業有限責任組合において保有資産の減損処理が行われたことに伴い、自社の当該組合の持分が減少し、結果として当該組合への出資について評価減 250 百万円を特別損失に計上する見込みとなります。

フジ日本精糖株式会社の第 86 期有価証券報告書 (2008 年 4 月 1 日 - 2009 年 3 月 31 日) の付属明細表の有価証券明細表によると、投資事業有限責任組合への出資は 390 百万円 (クインテッド・アドバイザー1 号ファンド 250 百万円、ジャフコ V2-C 号投資事業 70 百万円、NIF ベンチャーキャピタルファンド 69 百万円) であり、原状もその投資が継続していると仮定した場合、当該出資のうち約 64% を評価減することになります。

なお、株価は発表日終値 269 円から発表日翌日終値 284 円と 15 円上昇しております。

(2) 片倉工業株式会社 (証券コード 3 0 0 1、東証・大証一部) : 訴訟の和解に伴う損失の計上【11 月 30 日】

片倉工業株式会社は旧本社ビルの一部を特定非営利活動法人映画美学校へ賃貸しておりましたが、当該ビルの建替に伴い、2008 年 6 月 27 日に映画美学校に対する建物明渡について東京地方裁判所に提訴しておりましたが、2009 年 11 月 30 日に和解を行い、映画美学校に対して、2010 年 2 月 10 日までに立退料 6 億 52 百万円を分割して支払こととしました。これに伴い、過年度見積額との差額 5 億 41 百万円を特別損失として計上することとしました。

なお、株価は発表日終値 815 円から発表日翌日終値 885 円と 70 円上昇しております。

(3) 株式会社学研ホールディングス (証券コード 9 4 7 0、東証第一部) : 事業整理損失の計上【12 月 3 日】

株式会社学研ホールディングスは、2008 年 10 月 14 日に、家庭訪問販売分野のうち、月刊教材群の販売事業から 2011 年 3 月をもって撤退することを公表しておりましたが、2009 年 10 月に同事業を承継した株式会社学研ネクストにおける撤退を一年前倒しの 2010 年 3 月とすること、小学生向け学年誌「学習」と「科学」を 2010 年 3 月をもって休刊すること、及び小学生を対象とした年間セット教材「ニューマイティ」は 2011 年度、中学生を対象とした「ニューマイティ V」は 2012 年度の教科書改訂に合わせた教材改訂を行わないことを決定しました。当該決定に伴い、現時点での見込額 520 百万円を事業整理損失として特別損失に計上することとなりました。

なお、株価は発表日終値 242 円から発表日翌日終値 234 円と 8 円下落しております。

3. 先週の会計監査人の交代等 I R (11 月 30 日～12 月 4 日)

(1) 株式会社アドバンスクリエイト (証券コード 8 7 9 8、ヘラクレス) 【12 月 1 日】

株式会社アドバンスクリエイトは会計監査人である KDA 監査法人 が任期満了となることに伴い、2009 年 12 月 18 日開催予定の第 14 回定時株主総会に 会計監査人を大阪監査法人とする議案 を付議することを 12 月 1 日開催の取締役会にて決議しております。

(2) 株式会社ネクシィーズ (証券コード 4 3 4 6、東証・大証一部) 【12 月 1 日】

株式会社ネクシィーズは中本公認会計士事務所 公認会計士 中本優司氏と早野公認会計士事務所 公認会計士 早野仁氏の共同監査体制を採用していましたが、早野公認会計士事務所 公認会計士 早野仁氏が任期満了となることに伴い、2009 年 12 月 17 日開催予定の第 20 期定時株主総会に 誠栄監査法人を後任とする議案 を付議することを 12 月 1 日開催の取締役会にて決議しております。

(3) 株式会社まんだらけ (証券コード 2 6 5 2、東証マザーズ) 【12 月 2 日】

株式会社まんだらけは会計監査人である 誠栄監査法人 が任期満了となることに伴い、2009 年 12 月 17 日開催予定の第 23 期定時株主総会に 会計監査人を目黒公認会計士事務所 公認会計士 目黒進二郎氏と吉竹恒詞公認会計士事務所 公認会計士 吉竹恒詞氏とする議案 を付議することを 12 月 2 日開催の取締役会にて決議しております。

【本レポートに関するお問い合わせ先】

株式会社 ES リサーチ 公認会計士 橋本 卓也

Tel:03-5573-4661 / t-hashimoto@esnet.co.jp